

定 款

社団法人 才能教育研究会

定 款

第一章 総 則

- 第 1 条 この法人は、社団法人才能教育研究会と称す。
- 第 2 条 この法人は主たる事務所を長野県松本市深志 3 丁目 1 0 番 3 号に置く。
- 第 3 条 この法人は理事会の議決を経て必要な地に支部を置く。支部に関する規定は理事会の議決を経て別にこれを定める。

第二章 目的および事業

- 第 4 条 この法人は才能教育の研究実践および普及を行い、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 . 才能教育に関する教育研究機関および教育部門の設置運営
 - 2 . 才能教育の基本理念と基礎的学理の研究
 - 3 . 才能教育の指導者育成
 - 4 . 才能教育に必要な調査および教室の設置
 - 5 . 才能教育に関する研究会、講習会、講演会および座談会などの開催
 - 6 . 会報、機関紙、その他才能教育に関する図書の刊行
 - 7 . その他目的を達成するため必要な事業

第三章 会 員

- 第 6 条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。
- 1 . 正 会 員 この法人の目的および事業に賛同し、総会で定める年額会費を納める個人
 - 2 . 賛助会員 この法人の目的および事業に賛同し、総会で定める年額会費を納める個人および法人
 - 3 . 特別会員 この法人の目的および事業に賛同する個人、または学識経験者で、理事会より正会員と同等の資格を与えられた個人
 - 4 . 名誉会員 この法人に対し特に功労のあったもののうちから、理事会で推薦し、総会で承認された個人

- 2 正会員のうち代議員は次のとおりとする。
 - 1 . 正会員 30 名以上の支部の支部長
 - 2 . 前号支部の 30 名超の正会員 30 名ごとに推薦された者 1 名
 - 3 . 教育部門の正会員資格を有するもの 30 名ごとに推薦された者 1 名
 - 4 . その他正会員資格を有するもの 30 名ごとに推薦された者 1 名
- 3 前項の代議員をもって民法上の社員とし、任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。その他選出方法など必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 7 条 会員になろうとするものは、総会で定める入会金を添えて入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、特別会員、名誉会員の入会金は不要とする。

第 8 条 会員には、次の特典が与えられる。

- 1 . 30 名以上を単位として、この法人の支部設立準備会を組織することができる
- 2 . 本人および家族はこの法人の教室に入学できる
- 3 . この法人が刊行する会報、機関紙などの贈配を受ける
- 4 . この法人が開催する研究会、講習会および全国大会に出席することができる

第 9 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1 . 退会したとき
- 2 . 死亡または失踪宣言を受けたとき
- 3 . 除名されたとき

第 10 条 会員で退会しようと思うものは、会長に退会届を提出しなければならない。

第 11 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会の議決を経て、会員の除名をすることができる。除名をしたときは、直近の総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決により除名の効力を発する。ただし、総会で弁明の機会を与えなければならない。

- 1 . 会費を滞納して催促してもなお納付しないとき
- 2 . 会員としての義務に違反したとき
- 3 . この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき

第 12 条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第四章 役員、職員

第13条 この法人には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 常務理事 2名以上 6名
3. 理事 15名以上20名以内（会長、常務理事を含む）
4. 監事 2名

第14条 理事および監事は、総会において選出する。

- 2 会長、常務理事は理事の互選により定める。

第15条 会長は、この法人の活動を推進するためこの法人を代表して業務を統括、執行する。

- 2 常務理事は会長を補佐し、会長の任命を受け業務を分担、執行する。会長事故あるとき、または欠けたときは理事会の議決によりあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき業務を執行する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

第16条 この法人に名誉会長、名誉理事をおくことができる。

- 2 理事会の議決を経て、この法人に功労のあったものを、名誉会長、名誉理事に委嘱することができる。ただし、無給とする。

第17条 この法人の役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了でも後任が就任するまでは、その職務を行う。

第18条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長はじめ必要な職員を置く。

- 2 事務局長および職員の採用は、会長が常務理事との協議により決定し、任命する。
- 3 事務局の組織および運営など必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第五章 教育部門

- 第 2 1 条 この法人は才能教育の普及向上を図るために教育部門を置く。
- 2 教育部門の部員は会長が任免する。
 - 3 教育部門の組織および運営について必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第六章 会 議

- 第 2 2 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 1 . 総会に付議すべき事項
 - 2 . 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 3 . その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 第 2 3 条 理事会は年 2 回以上必要に応じ会長が招集し、議長を務める。
- 2 理事会の開催は、各理事に開催日時、場所および議題を記載した招集通知を会日の 7 日前までに通知する。
 - 3 常務理事または 5 名以上の理事が連名で理事会の開催の要請があったとき、監事から請求があったとき、会長は会日 7 日前までにこれを招集しなければならない。
- 第 2 4 条 理事会は理事現在数の 2 分の 1 以上の理事の出席をもって成立する。
- 2 理事会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席理事の過半数で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって委任もしくは意思表示することができる。この場合その理事は理事会出席とみなす。
 - 4 比較的軽微な事項で緊急やむを得ない事由のあるときは、会長は文書をもって理事に意見を求め、理事会に代えることができる。この場合、経過および結果は理事会に報告しなければならない。
- 第 2 5 条 総会は、役員および社員によって構成する。
- 2 総会の招集は、会長が行う。
- 第 2 6 条 通常総会は、年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。
- 2 過半数の理事、または監事が必要と認めたときは、臨時総会を招集する。
- 第 2 7 条 社員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し、総会招集を請求されたときは、会長は理事会を開催し、請求用件を確

認して、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

第28条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど社員の互選により決定する。

第29条 総会の招集は、少なくとも10日前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第30条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 財産目録および貸借対照表
4. その他理事会において必要と認めた事項

第31条 総会は社員現在数の2分の1以上出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席できない社員は書面をもって他の出席社員に委任することができる。もしくはあらかじめ通知した事項については事前に書面をもって意思表示すればこれを出席者とみなす。

第32条 総会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第33条 総会で議決された事項は、会報をもって会員に通知する。

第34条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第七章 資産および会計

第35条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる収入
5. 寄付金品および補助金
6. その他の収入

第36条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産の構成を以下のようにする。

1. 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
2. 基本財産とすることを指定して寄付された財産
3. 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指示に従う。

第37条 この法人の運用財産のうち、現金は郵便貯金、銀行預金またはこれに準ずる預金として、会長の委託を受け、事務局長が保管、管理を行う。

2 金融機関への預け入れは、元本保証またはこれにほぼ等しい預金項目とする。

第38条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経て、且つ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第39条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決および総会の承認を得て文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第40条 この法人の決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録および会員移動状況書とともに、監事の監査を受け、理事会および総会の承認を得て、文部大臣に報告しなければならない。この法人の決算に収支差額があるときは理事会の議決および総会の承認を得てその一部もしくは全部を基本財産に編入しまたは翌年度に繰越すものとする。

第41条 第38条および収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、理事会および総会の議決を受けなければならない。

第42条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって返済する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、且つ文部大臣の承認を受けなければならない。

第43条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる収入など運用財産をもって支弁する。

第44条 この法人の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終了する。

第八章 定款の変更ならびに解散

第45条 この定款の変更は理事会および総会において、理事現在数および社員現在数の3分の2以上の議決を経て、且つ文部大臣の認可を受けなければならない。

第46条 この法人の解散は、理事会および総会において理事現在数および社員現在数の4分の3以上の議決を経て、且つ文部大臣の許可を受けなければならない。

第47条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、理事現在数および社員現在数の4分の3以上の議決を経て、且つ文部大臣の許可を受けて、この法人の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第九章 雑 則

第48条 この法人の事務所に、次の書類を備えなければならない。
ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りではない。

1. 定款
 2. 会員名簿
 3. 役員およびその他社員の名簿および履歴書
 4. 財産目録
 5. 資産台帳および負債台帳
 6. 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 7. 理事会および総会の議事に関する書類
 8. 処務日誌
 9. 官公署往復書類
 10. 収支予算書および事業計画書
 11. 収支計算書および事業報告書
 12. 貸借対照表
 13. 正味財産増減計算書
 14. その他必要な書類および帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類、および同項第10号から第13号の書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号、第9号および第14号の書類は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号および第4号の書類、同項第10号から第13号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第十章 補 則

第49条 この定款は、平成12年12月18日より施行する。

定款改正年月日

昭和42年 6月	第2条、第6条、第17条
昭和54年 9月	第5条、第6条、第23条、第49条
昭和56年 3月	第4条削除、第13条、第14条、第15条 第16条、第20条、第32条 第21条追加
平成12年12月	各条項変更・一部改正